

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準を定める告示案に関する  
第2回WG後の主な修正点

修正前	修正後	修正理由
<p>第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>第三条 この告示において、機械式駐車装置は、その主たる構造と機構により、次の方式に分類される。</p> <p>なお、自動車用エレベーター及びターンテーブルを除き、通常利用時において、人が乗車した状態では装置は稼動しないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第8条の車路に該当するもの</p> <p>イ 自動車用エレベーター 人が乗車した状態で、自動車を搬送装置によって駐車階まで運搬する装置をいう。</p> <p>ロ <u>ターンテーブル 自動車が前進又は後進方向に入出庫できるようにするため、車路において自動車を搭載して水平面で旋回する装置を</u></p>	<p>第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 <u>ターンテーブル 機械式駐車装置の中で、自動車が前進又は後進方向に入出庫できるようにするため、自動車を搭載して水平面で旋回する装置をいう。</u></p> <p>第三条 この告示において、機械式駐車装置は、その主たる構造と機構により、次の方式に分類される。</p> <p>なお、自動車用エレベーターを除き、通常利用時において、人が乗車した状態では装置は稼動しないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第8条の車路に該当するもの 自動車用エレベーター 運転者が乗車した状態で、自動車を搬送装置によって駐車階まで運搬する装置をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車路に設置されるターンテーブル(方向転換装置)については、平成11年の駐車場法施行令改正により車路の特例が認められており(施行令第8条第3号ロ)、独立した装置方式として大臣認定を行う意義が失われていることから、大臣認定の対象外とし、ターンテーブル(方向転換装置)に関する装置方式の定義規定(告示第3条第2号ロ)及び車路の特例基準(告示第7条)を削除する。なお、既に大臣認定基準(昭和43年通達)から削除されており、立体駐車場工業会においても認定を行っていない。</li> <li>・一方、機械式駐車装置内に設置されるターンテーブル(旋回装置)については、機械式駐車装置の安全性を認定する際の重要な要素として一体的に審査する必要があることから、用語の定義(告示第2条第7号)に追加し、告示第19条第6項に定める安全基準を適用する。</li> </ul>

いう。

第七条 車路に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	車路		
	前面空地	はり下の高さ	幅員等
二段・多段方式	(略)		
エレベーター方式	(略)	(略)	(略)
平面往復方式	(略)	(略)	(略)
垂直循環方式			
水平循環方式			
多層循環方式			
自動車用エレベーター			(略)
ターンテーブル	自動車を迅速かつ安全に方向転換させるものと認められる場合には、令第8条第3号ロの規定によらないことができる。		

第三条 この告示において、機械式駐車装置は、その主たる構造と機構により、次の方式に分類される。なお、自動車用エレベーター及びターンテーブルを除き、通常利用時において、人が乗車した状態では装置は稼動しないものとする。

第七条 車路に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	車路		
	前面空地	はり下の高さ	幅員等
二段・多段方式	(略)		
エレベーター方式	(略)	(略)	(略)
平面往復方式	(略)	(略)	(略)
垂直循環方式			
水平循環方式			
多層循環方式			
自動車用エレベーター			(略)

第三条 この告示において、機械式駐車装置は、その主たる構造と機構により、次の方式に分類される。なお、自動車用エレベーターを除き、通常利用時において、人が乗車した状態では装置は稼動しないものとする。

自動車用エレベーターにおいては、通常利用時において、運転者以外は降車することとされているため。

<p>一 (略)</p> <p>二 令第8条の車路に該当するもの</p> <p>イ 自動車用エレベーター <u>人</u>が乗車した状態で、自動車を搬送装置によって駐車階まで運搬する装置をいう。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 令第8条の車路に該当するもの 自動車用エレベーター <u>運転者</u>が乗車した状態で、自動車を搬送装置によって駐車階まで運搬する装置をいう。</p>	
<p>第十九条 装置の構造上主要な部分は、その用途、規模及び構造の種類に応じて、これに作用する自重、<u>積載重量</u>並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上必要な強度を有すること。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第十九条 装置の構造上主要な部分は、その用途、規模及び構造の種類に応じて、これに作用する自重、<u>積載荷重</u>、<u>風圧</u>並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上必要な強度を有すること。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第2回WGでのご意見を踏まえた修正。</p>